

# 地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 12 回 (資料)

2018. 1. 12 (金)

第 4 限 (14:45~16:15) 於 3 号館 608 号室

片木 淳

**katagi@waseda.jp** (◎は@)

小生の講義も、余すところあと 2 回になりました。

最終日 (1 月 26 日) 24 時まで、A4 で 5 枚以内のレポートを片木宛、メールで提出してください (第 1 回講義資料又は下記ホームページ参照)。

<http://www.f.waseda.jp/katagi/bunkenronB.html>

次回までに、

(討論資料) 共助社会づくり懇談会「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～ (要約)」(平成 27 年 3 月) (別添 PDF)

(最後に掲載) を読んで研究しておくこと。

# 1 「地域力強化検討会最終とりまとめ」（平成 29 年 9 月 12 日）の概要～地域共生社会の実現に向けた新たなステージ

へ～

## 総論（今後の方向性）

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

## 各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

### 【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号

- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
  - ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
  - ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
  - ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

- 地域づくりを推進する財源等の例
  - ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

### 【2】複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号

- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
    - ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法  
 例2: 地域包括支援センターのプラチナを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法  
 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法  
 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

### 【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号

- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
  - ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
  - ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
  - ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

## 各論2「地域福祉（支援）計画」

- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例
  - ・ 福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
  - ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
  - ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
  - ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
  - ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
  - ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
  - ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
  - ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
  - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - ・ 役所内の全庁的な体制整備
- 計画策定に当たっての留意点
  - ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
  - ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
  - ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

## 各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

【出典：厚生労働省 HP「政策について＞審議会・研究会等＞社会・援護局（社会）が実施する検討会等＞地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）＞「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめを公表します】「○最終とりまとめ概要」】

## 2 ソーシャル・キャピタル

### 2.1 ソーシャル・キャピタル

パットナム『Making Democracy Work』（1993年；邦題「哲学する民主主義」）が指摘したイタリア州政府の制度パフォーマンスとソーシャル・キャピタル

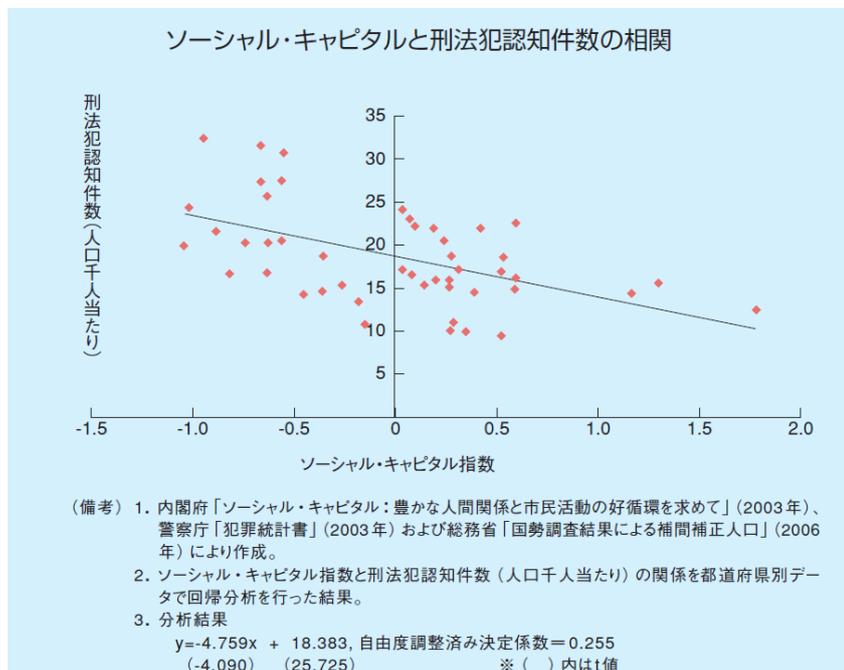
		イタリア北部の州政府	イタリア南部の州政府
ソーシャル・キャピタル	コミュニティ活動	活発	不活発
	ネットワークの種類	水平的	垂直的
	主要な価値観など	連帯、参加、統合	規則、無力感、疎外感
制度のパフォーマンス		良好に機能している	巧く機能していない

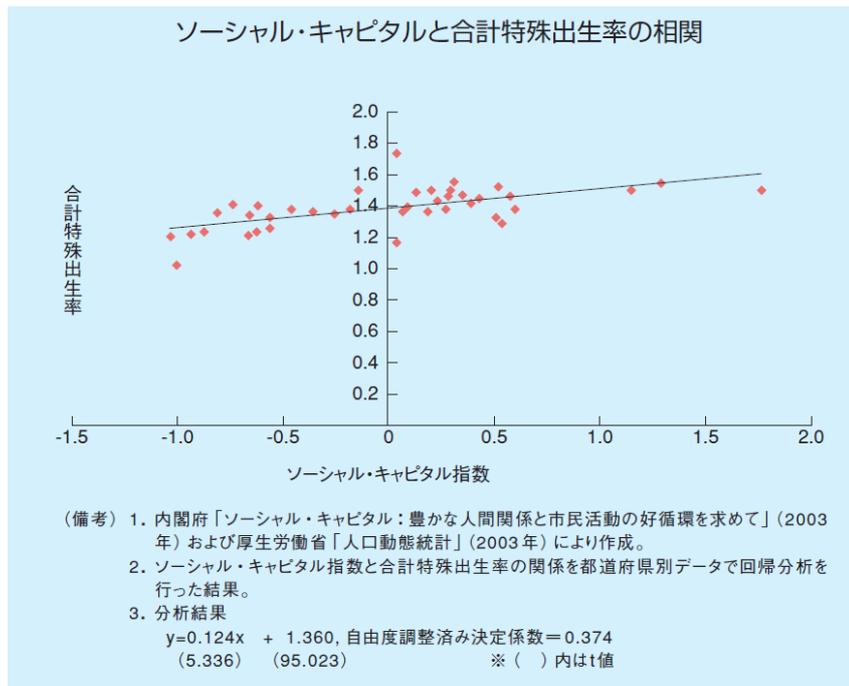
内閣府編『ソーシャル・キャピタル』の資料をもとに作成

\* ソーシャル・キャピタル＝人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴（ロバート・パットナム）

【出典：平成 21 年 3 月、総務省消防庁「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」報告書】

### 2.2 ソーシャル・キャピタルと市民活動の好循環



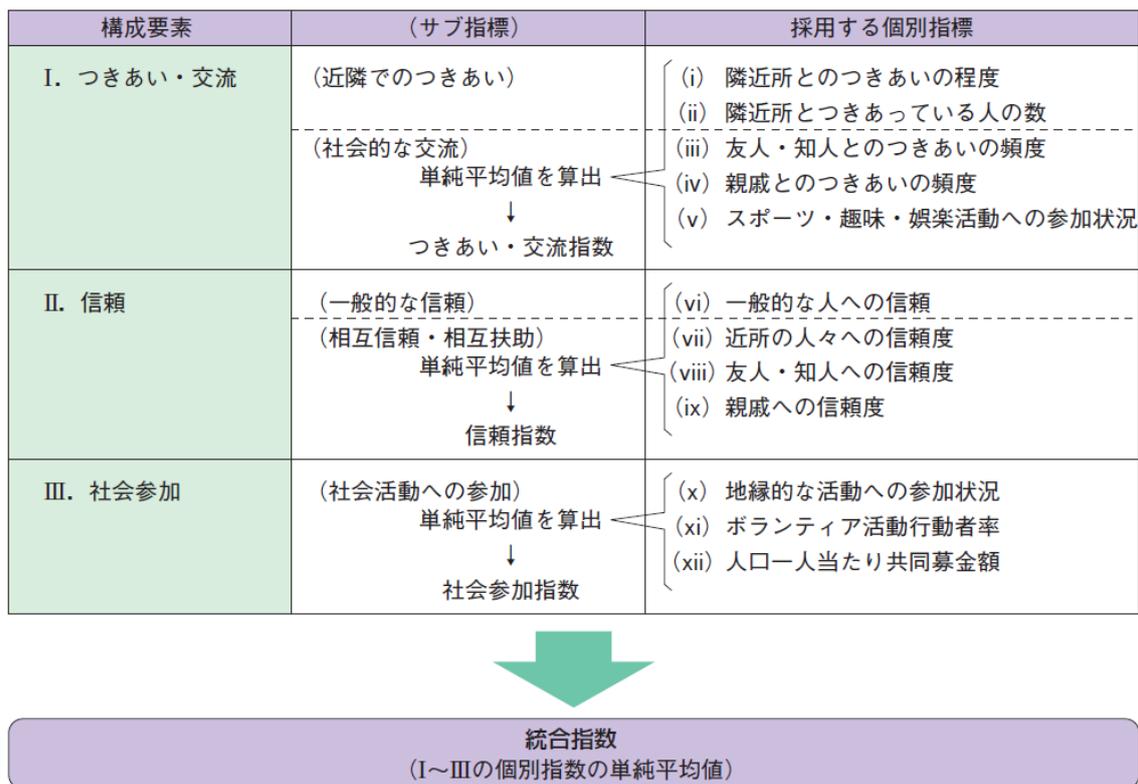


## 付注2-2-2 ソーシャル・キャピタル指数の試算

「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」(2003年)では、ソーシャル・キャピタルの定量的把握を行うため、次の方法によってソーシャル・キャピタル指数を試算している。

- ① まず、ソーシャル・キャピタルの三つの構成要素に該当する個別指標について、アンケート調査項目等から、都道府県データとしての有効性等を検討した上で、採用個別指標をリストアップした(下図)。
- ② 次に、各個別指標を相互比較が可能なように基準化(平均を0、標準偏差と分散を1となるように標準化)した後、三要素それぞれについて採用する個別指標の単純平均をとり、これをそれぞれの構成要素の「指数」とした。
- ③ さらに、三構成要素それぞれの指数値の単純平均をとったものを「統合指数」とした。

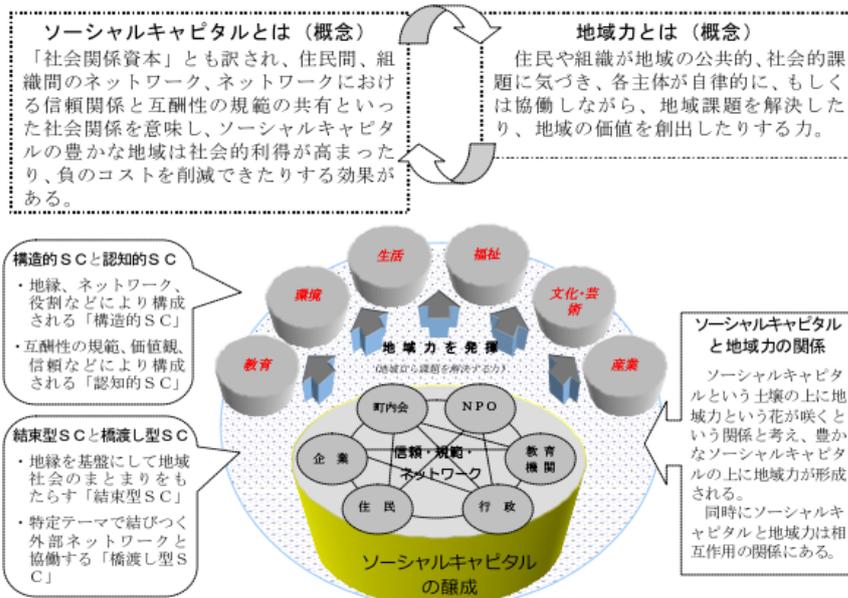
図 各構成要素における個別指標



本白書では、この「統合指数」を用いて、「刑法犯認知件数（人口千人当たり）」および「合計特殊出生率」との関係を都道府県別にみたものである。

【出典：内閣府 HP「白書等 > 【国民生活白書のページへ】、「平成 19 年版 国民生活白書—つながりが築く豊かな国民生活—」第 2 章地域のつながり、「地域のつながりの変化による影響」による。）】

## 2.3 ソーシャル・キャピタルと地域力



【出典：北海道知事政策部「平成 17 年度アカデミー政策研究 ソーシャルキャピタルの醸成と地域力の向上—信頼の絆で支える北海道—」（概要版）】

## 2.4 地域力と「新しい公共」（北海道 HP）

### 「地域力」とは…

「地域力」とは、「行政をはじめ、住民や自治会、NPO、企業など地域の様々な人々が協力し合いながら、身近な課題を解決したり、地域を活性化させる力」のことです。

北海道では、「地域力」のことをこのように呼び、コミュニティの形成や機能に着目し、これまで行政と住民との協働を進める仕組みづくりや、地域力を高めるための研修会の実施など、その普及啓発や担い手の育成に努めてきました。

### 「新しい公共」という考え方

「新しい公共」という考え方に立った地域づくりは、地域の多様な主体が、行政だけでは担いきれない新しいニーズや課題に対応した「公共サービス」の担い手となり、協力し合いながら、豊かで、住みよい、活気のある地域社会を築いていくことです。

「新しい公共」も「地域力」を育成・向上させるための基本的な考え方です。

私たちは、誰もが安心して、快適に暮らすことのできるまちに住むことを望んでいます。そのためには、例えば、災害時に地域で助け合う体制を整えるなど、日ごろから互いに顔の見える地域社会を築いておく必要があります。さらに、いざとなった時には、被災者の救助や避難、復旧までの生活など、行政の力だけでは対応することが難しく、地域住民、町内会、NPO、企業などみんなで協力し合わなければなりません。

【出典：北海道知事政策部「平成 17 年度アカデミー政策研究 ソーシャルキャピタルの醸成と地域力の向上—信頼の絆で支える北海道—」（全編）】

### 3 町内会・自治会 — 地縁団体

#### 3.1 認可地縁団体制度の概要

##### 1. 制度の概要

###### (1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

###### (2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。  
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

###### (3) 市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること  
※ 規約に定める事項(法律で義務付けられているもの)  
目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

##### 2. 認可状況

平成25年4月1日現在：44,008団体（全国の市町村の約83%に所在）※参考：地縁団体数 298,700団体（総務省調べ）

##### 3. 主な特徴

###### (1) 保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等\*を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、探石権)
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産(例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等)

###### (2) 構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

###### (3) 総会等

○総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

###### (4) 活動内容

○地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。  
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等

###### (5) 作成すべき書類

○地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

※「自治会、町内会等法人化の手引 第2次改訂版」(地縁団体研究会編集、平成27年7月1日発行)等より

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 地域自治組織のあり方に関する研究会 > 地域自治組織のあり方に関する研究会（第4回）」(平成29年2月14日)「資料3 参考資料」】

### 3.2 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）

（調査基準日：原則として平成25年4月1日）

#### 1. 名称別地縁団体総数の状況

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握している地縁団体総数及び名称別内訳は、表1のとおり。

表1 (単位：団体、%)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,921	66,637	18,557	5,746	4,166	37,778	34,895	298,700
構成比	(43.8)	(22.3)	(6.2)	(1.9)	(1.4)	(12.6)	(11.7)	(100.0)

#### 2. 年度別認可地縁団体総数の状況

地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第260条の2第14項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成20年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体総数等は、表2のとおり。

表2 (単位：団体、%)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認可地縁団体総数	37,297	39,090	40,776	42,397	44,008
(対前年度増加率)	(-)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(3.8)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,801	1,691	1,632	1,619
当該期間中の認可取消団体数	32	8	5	11	8

(注)「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。

4

#### 3. 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおり。

表3(複数回答あり) (単位：団体、%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	37,571	(85.4)
集会施設の維持管理	34,103	(77.5)
区域の環境美化、清掃活動	36,531	(83.0)
道路、街路灯等の整備・修繕等	8,287	(18.8)
防災、防火	13,548	(30.8)
交通安全、防犯	11,733	(26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	12,083	(27.5)
スポーツ・レクリエーション活動	12,617	(28.7)
文化レクリエーション活動	13,277	(30.2)
慶弔	3,983	(9.1)
独居老人訪問等社会福祉活動	5,852	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	5,273	(12.0)
その他	11,663	(26.5)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

#### 4. 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおり。

表4 (単位: 団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	776	62	62	144	508
50人以上～ 100人未満	1,312	53	128	293	838
100人以上～ 300人未満	3,106	55	320	789	1,942
300人以上～ 500人未満	1,237	21	197	358	661
500人以上～1,000人未満	1,099	32	208	383	476
1,000人以上	931	25	260	356	290
合 計	8,461	248	1,175	2,323	4,715

(注)

- 1 「認可地縁団体数」は、平成20年度から平成24年度までの間に認可を受けた地縁団体の数である。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。
- 3 東日本大震災により認可当時の資料が滅失したため、規模及び加入率が不明である団体が3団体ある。

#### 5. 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表5のとおり。

表5(複数回答あり) (単位: 団体、%)

区 分	団体数	(割合)
土地の所有権	36,907	(82.0)
土地の賃借権	1,711	(3.9)
建物の所有権	27,087	(61.6)
建物の賃借権	235	(0.5)
立木の所有権	673	(1.5)
立木の抵当権	21	(0.0)
国 債	76	(0.2)
地方債	2	(0.0)
社 債	63	(0.1)
その他	1,904	(4.3)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 地域自治組織のあり方に関する研究会 > 地域自治組織のあり方に関する研究会（第4回）」（平成29年2月14日）「資料3 参考資料」】

### 3.3 都市部のコミュニティの現状と課題

総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」(座長:河合克義 明治学院大学社会学部教授)は、都市部のコミュニティの現状と課題について調査を行い、その結果を以下の9つのポイントに概括している。

#### 1. 地域の関係の希薄化

##### (1) 自治会・町内会加入率の低下

- ・「若い世代」「ひとり暮らしの世帯」「居住年数が浅い世帯」で加入率が低い傾向
- ・未加入世帯ほど「地域活動に関心がない」傾向

##### (2) 近所付き合いの希薄化

- ・特にサラリーマン世帯が多い都市部では、地域にいる時間が少ないため、近所付き合いの希薄化につながっている傾向
- ・東京の都市やマンションで特に顕著であり、地方圏の都市では比較的近隣住民とのつながりを有している例あり

##### (3) 地域活動の担い手不足

- ・自治会・町内会の役員の高齢化が進んでいる。役割が集中し、人も固定化する傾向
- ・自営業者等が減少し、代わりに入ってきた外部の企業等は地域活動への協力が得にくい傾向

#### 2. 自治会・町内会の役割の多様化

##### (1) 支援が必要な住民への対応

- ・ひとり暮らしの世帯等は近所付き合いが希薄になる傾向
- ・「孤独死」防止の観点等から、ひとり暮らしの高齢者や災害時の要援護者等、支援が必要な住民の情報の把握が必要
- ・個人情報管理方法に課題

##### (2) 防災面の取組への期待

- ・都市住民の防災に対する意識は高い傾向。「防災力を高める」ことについてニーズが高い
- ・東日本大震災時には、日頃から地域との付き合いがない人は、災害時の避難方法や避難先を知らないため、うまく避難できなかったり、避難先で協調できなかったりする場合あり

#### 3. コミュニティを構成する多様な主体

##### (1) マンションと自治会・町内会の関係

- ・マンションには既存の自治会・町内会に加入せず、又は退会するところもあり、マンション住民と地域のつながりが構築しにくい
- ・地域における防災等の取組に、マンション等の住民が個別に参加できず、結果的に集合住宅が孤立する事例あり

##### (2) 企業等の勤務者や多彩な住民と地域の関係

- ・都市部は、住民に多彩な人材が含まれており、また住民以外の企業等の勤務者も日中活動を展開
- ・様々な人材を活かすことで、様々な問題に対応する解決策につなげていくことが可能

##### (3) 新たな地域コミュニティ組織

- ・自治会・町内会のほか、地域で活動する各種団体・民生委員等が地域課題を話し合い、解決に向けて取り組む「プラットフォーム」を形成する事例あり
- ・プラットフォーム形成により、行政が直接実施してきた事業を地域に委託する流れも増加

##### (4) 新たなきっかけによる地域との関わり、つながりの発生

- ・近所付き合いはしなくても、人とのコミュニケーションを望んでいないわけではなく、カフェ等の集いを提供している事例あり
- ・祭りやイベント等は、地域に関心がなかった住民等が地域と関わりを持つきっかけにもなる

(出典)総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」報告書 8  
(平成26年3月)より事務局作成

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 地域自治組織のあり方に関する研究会 > 地域自治組織のあり方に関する研究会（第1回）」（平成28年12月22日開催）「配布資料2 都市圏のコミュニティの現状と課題」】

## 4 地縁団体の権利能力取得制度(地方自治法第 260 条の 2、平成 3 年改正)

### (1) 地縁による団体

「自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持および形成に資する多様な活動を行うことを目的とするもの」(地方自治法 § 260 の 2 ①)。

### (2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

地縁による団体は、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

→ 法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有する。

### (3) 認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※規約に定める事項

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、  
代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

### (4) 認可を受けた地縁による団体の性格

公共的な性格を有する私法人

→ 住民による自発的団体としての性格は変わらない。

- 市町村長の認可は、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものではない。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではない。
- 民主的な運営の下に、自主的に行動するものとし、構成員に対し差別的扱いをしてはならない。
- 特定の政党のために利用してはならない。
- 認可を受けた地縁による団体には、民法の規定が準用されているが、民法第 67 条は準用されておらず、市町村長の一般的監督権限はない。
- 地縁による団体の課税関係は、権利能力取得の前後で同一。

## 5 NPO法人（特定非営利活動法人）

### 5.1 特定非営利活動法人制度

#### 特定非営利活動法人制度とは

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行されました。

法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じます。特定非営利活動法人（以下、本リーフレットでは NPO 法人という）は現在 4 万法人を超え、社会に確実に定着してきているところです。

平成 23 年 6 月には、こうした NPO 法人のプレゼンスの高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われました（平成 24 年 4 月 1 日施行）。NPO 法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに答えていくことがますます期待されています。|

#### 特定非営利活動とは

特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法別表において掲げられた 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

#### 20 種類の分野に含まれる 特定非営利活動のキーワード

保健 医療 福祉 社会教育  
まちづくり 観光 農山漁村 中山間地域  
学術 文化 芸術 スポーツ 環境 災害救援  
地域安全 人権擁護 平和 国際協力  
男女共同参画 子どもの健全育成  
情報化 科学技術 経済活動 職業能力開発  
雇用機会 消費者保護 団体活動援助

※上記のほか、これらに準ずる活動（条例による）

【出典：内閣府 NPO ホームページ「パンフレット・手引きリーフレット」「特定非営利活動法人制度のしくみ」（平成 24 年 2 月、リーフレット）】

## 5.2 認証 NPO 法人と認定 NPO 法人

### 5.2.1 認証 NPO 法人

#### NPO法人とは

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。  
NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し設立の認証を受ける必要があります。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間縦覧し、市民の目からも点検されます。  
所轄庁は、申請が設立基準に適合すると認めるときには設立を認証しなければならないこととされています。また、その確認は書面審査によって行うことが原則とされています。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

#### NPO法人となるための基準

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

### 5.2.2 認定 NPO 法人

#### 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。  
認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。  
認定NPO法人制度については、今回の法改正で認定基準の緩和等が行われました。  
NPO法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間（直前の2事業年度）において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

#### 認定NPO法人となるための基準

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定NPO法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注）①～⑧の基準を満たしていても（仮認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由に該当するNPO法人は、認定（仮認定）を受けることはできません。

認定を受ける際に、適合すべき基準のひとつとしてPST基準がありますが、認定基準の緩和により、次の①～③のいずれかの基準に適合すればよいこととなりました。

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- ② 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

**認定の有効期間は？**

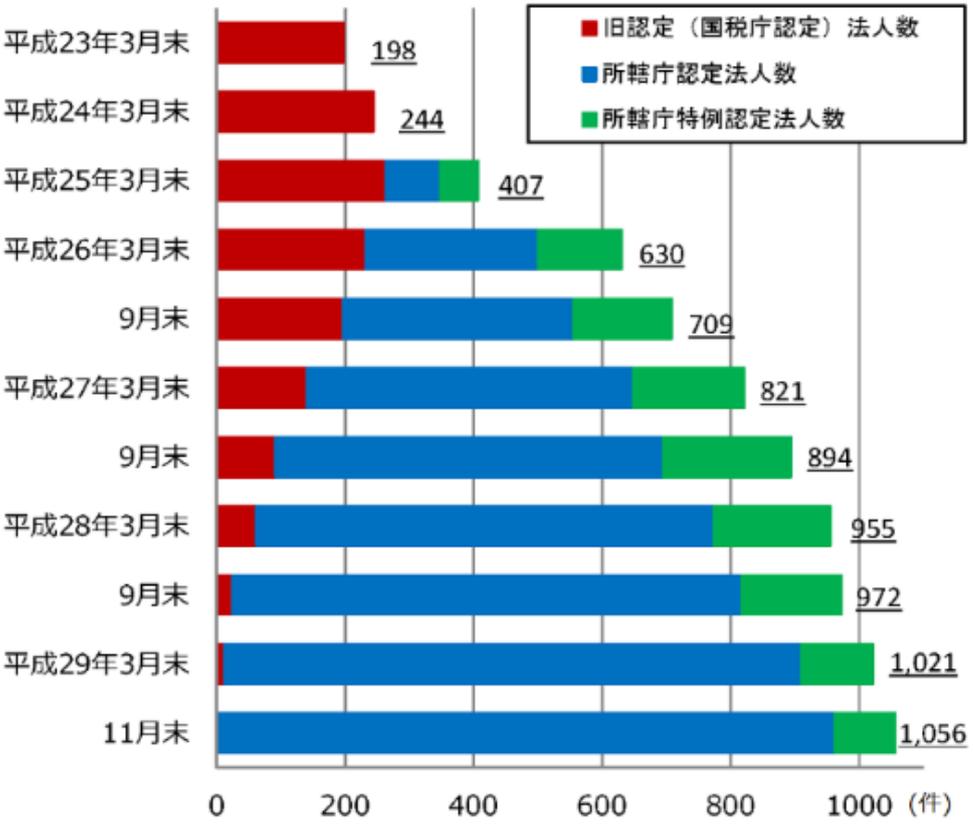
認定の有効期間は、認定の日から5年間です。有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受ける必要があります。

【以上、出典：内閣府 NPO ホームページ「パンフレット・手引きリーフレット」「特定非営利活動法人制度のしくみ」(平成 24 年 2 月、リーフレット)】

### 5.3 特定非営利活動法人の認定数の推移

認定数は平成 23 年改正法の施行（平成 24 年 4 月 1 日）後急速に増加。今後も着実な増加が期待される。

所轄庁認定 1,056 件(認定 962 件、特例認定 94 件(平成 29 年 11 月 30 日現在))。



【出典：内閣府 NPO・HP「NPO 基礎情報 統計情報 認証・認定数の遷移」H.29.1.2】